

参考2

水質汚濁防止法・水質汚濁防止法施行規則（総量規制基準関係抜粋）

水質汚濁防止法

（総量削減基本方針）

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保すること

水質汚濁防止法施行規則

を目的とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

- 一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量
- 二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量
- 三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）

3～5（略）

（総量削減計画）

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 二 前号の削減目標量の達成の方途
- 三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

3～5（略）

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(法第四条の五第一項の環境省令で定める規模)

第一条の四 法第四条の五第一項の環境省令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)が五十立方メートルであるものとする。

(総量規制基準)

第一条の五 法第四条の五第一項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cc 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Qc 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$$

この式において、Lc、Cc_j、Cc_i、Cc_o、Qc_j及びQc_oは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cc_j 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Cc_i 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

Cc_o 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(前項の式において用いられる一定の値として定められたCcと同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Qc_j 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出

水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位一日につき立方メートル）

Q_{ci} 都道府県知事が定める日から Q_{cj} の都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日から当該

Q_{cj} の都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては特定排出水の量（ Q_{cj} を除く。）（単位一日につき立方メートル）

Q_{co} 特定排出水の量（ Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。）（単位一日につき立方メートル）

3 第一項に規定する C_c 並びに前項に規定する C_{cj} 、 C_{ci} 及び C_{co} の値（以下この項において「 C_c 等の値」という。）は、環境大臣が定める業種その他の区分ごと（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共水域に排出水を排出する指定地域内事業場に係る場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内において C_c 等の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとに C_c 等の値を別に定めるときは、この限りでない。

4 一の指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の六 法第四条の五第一項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された

水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$$

この式において、Ln、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

CnoCni Ln 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

CnoCni Ln 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたCnと同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Qni 都道府県知事が定める日以後に特定施設を設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するCn並びに前項に規定するCni及びCnoの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分。次項において「窒素含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の七 法第四条の五第一項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_p 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_p 特定排水水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めらるものとする。

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_{pi} 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

C_{po} 都道府県知事が定める一定のりん含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められた C_p と同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_{pi} 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Q_{po} 特定排水水の量(Q_{pi} を除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定する C_p 並びに前項に規定する C_{pi} 及び C_{po} の値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。次項において「りん含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めらるものとする。

(特定施設の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)
- 八 その他環境省令で定める事項

1 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定施設の設置の届出)

第三条 法第五条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排水に係る用水及び排水の系統とする。

2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

3 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

4 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。

(受理書)

第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項若しくは第二項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(計画変更命令等)

第八条 (略)

第八条の二 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場に

(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(総量規制基準の遵守義務)

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十三条 (略)

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがある
と認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 (略)

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同

(排出水の汚濁負荷量の測定等)

第九条の二 法第十四条第二項の規定による排出水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排出水の一日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。

二 前号の測定は、日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては排水の期間中毎日、日平均排水量が二百立方メートル以上四百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては七日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均

様とする。

排水量が百立方メートル以上二百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が五十立方メートル以上百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を定めるときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。

三 測定の結果は、様式第九による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

2 法第十四条第三項の規定による届出は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書によつてしななければならない。

一 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

二 特定排出水の一日常たりの汚濁負荷量の算定方法

三 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(報告及び検査)

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2
5 (略)

第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第九条第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 四 (略)

第三十五条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

注：下線を付した部分は、平成22年5月に改正された部分（未施行）